

逗子市安全安心アクションプラン(案)に関するメンバー意見及び回答

番号	区分	意見	回答
1	逗子市安全安心アクションプランの策定について	取り組みの方向で「災害に強く犯罪のない安全なまち」とあるが、「災害」と「犯罪」を同じテーマとして計画を進めていくのは無理であり、懇話会も「防災」と「防犯」を分けて進めてほしい。	本アクションプランは、基本目標の内容により「防災編」と「防犯編」の2部構成にしており、会議は「防災」と「防犯」に分けて進行していきます。
2		アクションプランとしての基本目標としてあがっている「①市民自らの防災力の向上 ②自然災害に強いまちづくり ③都市災害を防ぐまちづくり」は、めざすべきまちの姿であり、基本目標としては「①被災しやすい箇所・地域の補強 ②被害を最小に抑えるための対策 ③被災後短期間で復旧させるための対策」とするべき。	本アクションプランの基本目標は、逗子市総合計画に示された「災害に強く犯罪のないまち」に向けた取り組みの方向に合致させたものであるため、変更することはできません。
3	逗子市安全安心アクションプラン 防災編	逗子市地域防災計画とアクションプランとの関係 (仮)都市デザイン計画(基幹計画)の内容とアクションプランとの関連性がわかりにくい。	市の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、個別の施策分野を定める個別計画の三層になっています。 総合計画の柱の中の「安全で安心な快適な暮らしを支えるまち」を実現するための政策の基本理念を示した計画(基幹計画)が「(仮)都市デザイン計画」であり、それを具現するための具体的な取組(施策)の計画(個別計画)が安全安心アクションプランです。
4	逗子市の被害想定	逗子市の被害想定を分かり易く表現する。 津波の有無、何mの津波を想定したのか、火災発生の件数、家屋崩壊の件数、土砂崩れ発生件数等。	ご意見を踏まえ、被害想定の記載要領を修正しました。
5		人的な被害は何により想定したものなのか？ 津波、土砂災害、火災、家屋の崩壊等明確にしないと適切な対策がとれない。	ご意見を踏まえ、建物被害数と人的被害数を原因別に記載しました。
6		逗子市の被害想定を 5 小学校区別にわかりやすく表現する。津波の有無、何mの津波を想定したのか、火災発生の件数、家屋崩壊の件数、土砂崩れ発生件数等、小学校区ごとに地区防災計画を作成する際に必要と考える。	本アクションプランの被害想定は神奈川県地震被害想定調査(平成 27 年 3 月)から引用しています。同調査による被害想定数は市町村単位の数値のみが記載されており、小学校地区別被害想定の記載は難しいと考えます。
7	基本目標と取組み体	「基本目標 1 市民自らの防災力の向上」の重要性は理解できる	本アクションプランは、逗子市総合計画に位置付けら

	系図	が、「基本目標2 地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり」と「基本目標3 5都市災害を防ぐまちづくり」については、検討すべき観点や項目が少ないように思う。	れており、その中で防災安全課と消防本部が行う施策について記載しているものであり、防災に係る取組みの中で他の所管に係る取組みについては記載しておりません。 基本目標2及び基本目標3に該当する取組みについては防災安全課や消防本部以外の所管の取組が多いため項目が少なくなっています。
8	防災知識の普及啓発	ハザードマップを使用して、市民に各地域の災害リスク等について説明しているが、まだまだハザードマップの重要性が理解されておらず、配布されているハザードマップは家庭にしまい込んだままになっているのが現状。 特にマップからは、災害の地域特性が理解できるので、その普及方法を工夫し防災教育（子供から成人まで）への橋渡しをするべきである。	市は平成25年3月に土砂災害等ハザードマップ、平成28年3月に津波ハザードマップをそれぞれ作成し、全世帯に配布いたしました。 また、市ではハザードマップの見方や活用法については円卓フォーラムや防災講演会等の場を活用して説明しておりますが、ご指摘の通り十分とは言えません。本年度は土砂災害等ハザードマップの改定を予定しており、併せてその普及方法も検討していきたいと考えます。
9		柔らかい地層の厚みにより、木造建物への被害に差が出るということを聞いたが、地層の測定結果がわかれれば市民に周知してほしい。	マグニチュードや震源が同じでも地盤の柔らかな場所では地盤の固い場所に比べ「揺れ」が強くなり、震度が大きくなるという結果が出ています。 「ゆれやすさマップ」については内閣府HPから確認できるので、市民にもその旨を周知していきます。
10		地盤情報の開示、逗子市の地盤は、中心部は地中深くまで砂や泥が溜まっているため、大地震時には、「液状化」が起こりやすく、地盤の弱さから地震の揺れが増し、家屋倒壊・ブロック塀の倒壊が心配される。 周辺の丘陵地では、「地質」の特性により、崖崩れ、地滑りが起こりやすく、地震に限らず、最近頻繁に起こる豪雨時にも同様の災害が起こっている。また、周辺の丘陵地を開発した住宅団地では、「盛り土」された地盤の崩壊が起こる可能性がある。 このような地盤災害は、阪神（1995年）・東北（2011年）の大地震時の郊外住宅団地で起こっており、逗子市においても危険	ご指摘のとおり、地盤に関するハザードマップや液状化ハザードマップを作成している自治体もありますが、当面は津波ハザードマップ及び土砂災害等ハザードマップの充実を図っていきます。

		性があると思われる。 地盤に関するハザードマップを作成している自治体もあり、今後の検討課題だと思う。	
11		発生確率の高い三浦半島断層群による直下型活断層地震は、1995年に起きた阪神大震災と同様、住宅倒壊による圧死（窒息）による被害者が多いと推測される。住宅だけではなく、避難所の建物、公共の建物の再点検、避難路を塞ぐブロック塀の耐震、板塀・生垣への転換を急がなければならない。また、住宅内の安全化（家具の固定、配置転換の指導）も必須である。 耐震施策はまちづくり課が担当しているが、このテーマこそ、担当課を超えた重要な課題であると思う。	住宅の耐震化については、総合防災訓練、防災セミナーや避難所運営訓練等の場を活用してまちづくり課と連携して啓発してきました。 ご意見のとおり耐震施策は減災のための重要施策の一つであり、今後も所管課と連携しつつ啓発活動を継続していきます。
12	自主防災活動の促進	自主防災組織リーダーには、体系的に防災知識及び技能が習得できる「日本防災士機構」が実施している「防災士」の研修・資格取得が有効であると考えられ、全国多くの自治体が推奨している。 そのためには、市は研修費用の補助制度を制定し、体系的な研修を受けた防災士が地域のリーダーとなり自主防災組織を牽引していくけるような体制整備が必要であると考える。	防災士についての問合せは自主防災組織等からもあり、資格の取得要領等について紹介していますが、研修や資格取得にかかる費用の補助は行っておりません。 今後も研修費用等の補助については考えておりません。
13		地区防災計画について、地域住民が一から計画を作成するのは大変。 参考になる資料を提示してほしい。	地区防災計画については、来年度「作成の手引き」を作成し、地域への作成要領等の説明をしたのちに地域の方に作成してもらう予定です。 なお、計画作成段階においてアドバイス等を行っていく予定です。
14		地域住民、施設関係者、事業者が策定する「地区防災計画」、「避難確保計画」、「防災・避難等計画」は、いずれも基本的な計画であるが、この種の作業に不慣れなため、速やかに事業を立ち上げて市の支援体制を確立して、計画作成を完了させるのが望ましい。	市民や事業者などの計画策定する場合は、提供や策定時のアドバイスを行っていく予定です。
15		「津波避難計画」を今後3年程かけて策定するとあるが、全体の計画が決まらないと詳細の計画を策定できないし、また、この計画で影響を受ける地域、関係者、関係機関が多いので、「津波避難計画策定」は速やかに取り掛かり、早く完了するのが望ましい。	津波避難計画については、再来年度から策定予定としていますが、アクションプラン全体の進捗状況次第では、前倒しで業務を進めていくことも考えています。

16		防災訓練の充実	総合防災訓練において、若い人が参加しやすい興味を持てるような内容を充実したらどうか。	総合防災訓練の内容については、昨年度は幼児救急コーナーや小学生以下を対象とした梯子車試乗コーナーを実施し若い層を狙いとしたイベントを取り入れています。 市民からのアイデアがあれば検討していきたいと思います。
17			防災訓練の方法・内容について <ol style="list-style-type: none">① 年令・地域・内容別に回数を多く訓練する② 防災マップは地域を細かく分け項目別に作成する③ 避難方法、経路の訓練④ 避難指示の伝達方法の確立（湘南ビーチFM、HP、フェイスクック、情報伝達網の構築）	今後の訓練の参考にさせていただきます。 また、地域で自主防災組織等が主催する防災訓練には、積極的に支援していきます。
18		要配慮者等に対する対策	個別支援プランを自主防災組織に作成させるのは荷が重いのではないか? 例えば、連絡先、持病、常備薬等の情報を冷蔵庫に保管し、緊急の場合にそれを参考に地域が支援することでも良いのではないか。	個別支援プランは、災害発生時又はそのおそれがあるときに、避難行動要支援者一人ひとりについて、だれが支援して、どこの避難所等に避難させるかを計画するもので、作成にあたっては、避難行動要支援者本人や家族等とともに、支援に関する必要事項などを記載していくもので、その作成を通じてコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことも大きな目的一つです。 個別支援プランの作成は地域に対し負担を強いいるのですが、作成の趣旨を理解いただいて作成をお願いしているところです。 なお、作成にあたっては様式にある内容すべてではなく、可能な範囲で記載していただくようお願いしています。 また、ご指摘のあった連絡先、持病、常備薬等の情報の冷蔵庫保管に関しては、平成22年度から「救急医療情報キット」として希望者に対し配布を行っています。
19			要配慮者に対する接し方等も市民に普及してほしい。	市が計画する訓練の実施に際し、要配慮者に関する

		また、要配慮者に対し積極的に訓練等への参加を呼び掛けイベントに参加してもらうことにより交流のきっかけになるし、健常者が要配慮者に接する良い機会になると思われる。	団体等を通じて参加いただいているが、ご指摘のようにただ訓練会場に来ていただけではなく、要配慮者との交流や接し方なども訓練に取り入れるよう要配慮者の方から意見を聴くなどして、訓練要領を考えていきたいと考えております。
20	津波対策	沿岸部に居住する市民にとって津波対策は優先課題である。津波避難場所、津波避難ビル、避難路の整備は当然のことであるが、それらのネットワーク化が必要である。 釜石での子供達の避難行動で見られるように、津波の高さの変化により、より高い所への避難行動が生死を分けたことなど参考になる。建物やかけへの避難階段設置も検討する必要がある。	市は東日本大震災以降津波対策として、小坪小学校裏緊急避難路の整備をはじめ、津波避難経路表示路面シート・津波避難経路表示階段蓄光・標高表示シートの設置、津波避難ビルの確保などを行ってきました。また、津波に際しての避難場所等の情報を記載した津波ハザードマップを作成し全戸配布しております。
21		地震が発生したとき、公共施設や小学校、保育園がある場所、避難所は本当に安全なのか？ どういう基準で安全なのか？ 市、県でもう一度検証する必要があるのではないか。	東日本大震災においては、津波からの避難先として指定されていた「避難所」に避難した結果、被害にあったというケースが報告されています。 今は、同一の施設や場所がすべての災害種別において安全な場所であると限らないことから、災害種別に応じた避難所の検討を求めているところです。 これを受け、市は災害種別に応じた避難所（指定避難所）や避難場所（指定緊急避難場所）の指定について作業を進めているところです。
22		津波が来た場合、保育園の子供たちは本当に避難できるのか。海があり、山がある小坪地区のどこが危険なのか、市、県で明確に示してほしい。	小坪保育園では、市が主催する津波避難訓練をはじめ津波の到達時間を想定した避難訓練などを行い津波に備えていると聞いています。 なお、地域の危険個所につきましては、お配りしているハザードマップを参考にしていただきたいと考えます。
23		小坪港周辺は何mまでの津波に耐えうるのか。その津波に耐えうる護岸改修等の計画はあるのか。	小坪地区に来襲する津波は、12.8mと想定されていますが、どの程度の津波に耐えられるかというデータ及び想定される津波に耐えうる護岸改修等の計画はありません。 なお、平成29年度、台風等の対策のため小坪漁港機

			能保全工事として南防波堤の工事(消波ブロック据付)を行います。
24	防災備蓄の充実	備蓄品はすこしでも高い場所に保管すべき。	ご指摘の通り、津波による浸水を防止するため、防災倉庫は少しでも高い場所に設置し、備蓄品を保管することが必要です。 なお、平成 24 年 3 月に、津波浸水エリア内に設置していた防災倉庫 4 台を移設しております。
25		マンホールトイレの設置は大歓迎。	マンホールトイレは現在市内小学校 2 か所に準備しており、最終的には市内小中学校及び広域避難場所 11 か所に設置する予定です。
26		津波で小坪小に備蓄している食料・飲料水等が浸水により使用不可能になることを危惧している。 津波警報が出た場合、小坪小の学童は高台の披露山公園方面に避難することになっているが、避難場所に父兄が迎えに行くまでに時間を要すると考えられるので、高台の避難場所付近の防災倉庫に食料・飲料水等の備蓄をお願いしたい。(小坪小 PTA からの要望)	小坪小学校の津波避難場所となっている披露山児童公園は津波一時避難場所としています。 一時避難場所は、避難生活を想定している場所ではないため、簡易トイレ等、防災備品の備蓄場所としては考えていません。 隣接する披露山公園には、3 基の防災倉庫が設置しており、飲料水等を備蓄しています。必要に応じ供給します。
27		災害応援協定に関して、逗子市には米軍住宅があり交流イベントも行われていることもあり、他県との協定のほか、米軍との協力も視野に入れてよいのではないか。	平成 20 年 4 月に、逗子市長と在日米海軍横須賀基地司令の間で、「災害対応準備及び災害救援の協働活動に関する逗子市と米海軍横須賀基地司令部の覚書」を取り交わしました。 その内容は、人命救助、被災者の搬送、食料・衣服・医薬品・寝台・寝具の提供、臨時避難所及び仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係の人員提供を含む人道支援についての協力となっています。
28	消防力の整備・強化	逗子市は、狭隘な道路が張り巡らされた低層な住宅地が多く、消防車・救急車が侵入しづらい構造である。また、丘陵地にある住宅団地は、団地の入り口が地震の被害を受ければ、たちまち陸の孤島となる可能性が高い。火災の延焼をふせぐための地域ごとの初期消火体制を検討する必要がある。また、避難場所への植林に	消防車両が入れない場所での消防活動は、資器材の活用や人員の増強で対応しています。 建物の倒壊や道路の寸断などが発生するような規模の地震が発生した場合、消防車両の到着の遅れが考えられるため、火災が発生した地域の自主防災組織等で、

			よる防火帯作りが始まっているが、今後の拡大も必要かと思う。	初期対応することが最善であると考えています。防火帯については、関係所管と調整していきます。
29		広域応援受入体制の整備	消防対策を逗子市に限定せず三浦半島ブロックに広げるのは大変有意義、有効なことで、以前逗子市と葉山町の社協も参加して実施した防災の検討会で近場の隣町との連携の重要さが認識された。 また、消防に限らず、避難所への誘導、防災備蓄の融通、災害情報の共有なども広域化の検討対象にするのが望ましい。	ご意見の通り災害対応に当たっては近隣市町との連携は重要であると考えております。 現在、消防活動に関しては神奈川県下において、また、災害時における必要な資機材の提供、あっせん、被災者の救助等については、横須賀三浦地域の自治体（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）で、それぞれ相互応援の協定を締結しており協力体制が築かれています。
30	逗子市安全安心アクションプラン 防犯編	防犯意識の啓発	逗子市防犯推進連絡協議会のメンバーに 5 校区の住民自治協議会を含めてはどうか。	逗子市防犯推進連絡協議会の規約に基づき、会の目的に賛同し加入を希望する団体については、会長に文書で届け出ることにより入会していただいており、住民自治協議会として参加の希望がある場合にはご案内します。
31			オレオレ詐欺のメールはよく来るが、現実には他の事件も発生しているのだから、他の事件も市民に知らせて欲しい。 また、不審者の情報については未確認でよいので、学校のメールで知らせて欲しい。後から回覧などで「〇月〇日、〇〇で不審者が出没しました。」という情報をもらうより、タイムリーな情報を提供してもらえばすぐに対応できるので、警察や学校にお願いしたい。	防犯情報の発信基準は、警察で判断しているため、市は警察の依頼に基づき情報提供しています。 ご意見については逗子警察署に報告します。
32	その他		「逗子市地域防災計画」では災害ボランティアの活用が記載されていたが、この安全安心アクションプランには記載がない。 アクションプランに災害ボランティアの位置づけが記載されれば、災害ボランティアに具体的に何が期待されるのかわかりやすくなると思う。	災害ボランティアについては、地域防災計画地震津波対策計画編にその役割や活動支援について記載されています。 本安全安心アクションプランに記載する予定はありません。
33			犠牲者をできる限り少なくする「減災」の視点に重点を置いたアクションプランにしてほしい。（例えば、ハザードマップの充実と普及、地盤情報の開示、避難場所の再考、住宅・公共施設の耐震化、住宅内の安全化、初期消火の重点化など）	「大地震や豪雨などの自然現象は、人間の力では食い止めることはできないが、災害による被害は日ごろの努力によって減らすことができる」というのが減災の考え方です。

			本市の地域防災計画は、災害からの被害をいかに少なくするかの視点に立って作成しており、本アクションプランもその視点で策定しております。
34		防災無線は役に立っていない。聞こえない。何を言っているのかわからない。ゆっくり放送しすぎ。連呼するべき。サイレンのパターンを考えてはどうか。	防災行政無線の難聴対策として、平成23年度にアンケート調査を行い、聞こえない・聞きづらいとの回答があった場所について、反響防止等のための方向調整や出力の調整、スピーカー交換、スピーカーの追加などを行いました。 また、毎年保守点検業務の委託により、難聴地域についてはスピーカーの方向調整や音量の調整を行っているほか、防災行政無線の補完措置として、テレホンサービス、市ホームページ、メール配信、緊急速報メールで対応しています。 なお、津波警報・注意報の報知を行う場合は、鐘音やサイレンを適宜反復して報知する計画になっております。
35		避難経路の掲示・ポスター表示はベタベタと嫌になるほど貼るべき。	避難経路やポスターについては、市の景観について配慮しつつ設置していきます。
36		避難マップは、頻繁に回覧配布するべき。 また、大型のマップではなく小冊子で地域を細かく分ける。避難方法・場所、防災の心構えも記載する。	地域ごとの防災マップの策定については、地区防災計画の策定段階で調整させていただきます。
37		情報伝達に当たっては湘南ビーチFMを活用する。	災害の発生予防または被害の軽減を図ることを目的に、逗子・葉山コミュニティ放送株式会社と防災緊急放送の実施に関し協定を締結しており、警報等が発表された場合に割込み放送を行っています。